宇都宮市指定訪問介護事業者，指定夜間対応型訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の連携に関する業務委託指針

第１条（目的）

この指針は，介護を必要とする在宅要介護高齢者が増加している情勢を受け，訪問介護事業者，夜間対応型訪問介護事業者又は訪問看護事業者と定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の連携（以下「定期巡回地域連携型サービス」という。）により，多様な介護ニーズに対応する柔軟な介護サービスの提供を確保することを目的とする。

第２条（業務の委託）

定期巡回地域連携型サービスに参加する指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業者（以下「委託者」という。）は，宇都宮市から指定を受けた「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を実施するに当たり，当該事業に関する次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を指定訪問介護事業者，指定夜間対応型訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者（以下「受託者」という。）に委託することができる。この場合における委託業務の内容，資格要件については，別表第１及び別表第２のとおりとする。

(１)定期巡回サービスの提供に係る業務

(２)随時訪問サービスの提供に係る業務

(３)サービス利用者の生活アセスメントに係る業務

(４)定期巡回サービス及び随時訪問サービスの付随業務

第３条（契約期間）

本業務に係る契約の期間は，契約締結の日から，当該日の属する年度の末日までとする。ただし，契約満了日の１か月前までに，一方又は双方の事業所から書面による申し入れがない場合には，当該契約は自動的に１年間更新するものとし，以後も同様とする。

第４条（業務委託料及び支払条件）

業務委託料は，毎月月末締めとして，業務履行月の翌月１０日までに受託者が請求書を発行し，委託者は，当該請求書発行月の翌月末までに，受託者の指定する金融機関口座に該当業務履行月分を支払うものとする。また，その際の振込手数料は，委託者が負担するものとする。

第５条（委託業務に関する必要な知識等の伝達）

委託者は，受託者が本業務を実施するに当たり適切に業務を実施できるよう，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な知識等を伝達しなければならない。

第６条（再委託の禁止）

受託者は，本業務の全部又は一部を第三者に再委託できない。

第７条（利用者への説明及び同意）

定期巡回地域連携型サービスの提供開始に際し，宇都宮市が定める条例（※）に基づいて行う，サービスの「内容及び手続の説明及び同意」に当たっては，可能な限り受託者も同席のうえ，本指針に基づくサービス提供の内容を利用者に伝えるとともに，委託者及び受託者が連携してサービスを提供することについて同意を得なければならない。

（※）宇都宮市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例第１０条

第８条（守秘義務）

受託者は，委託者の事前の書面による承諾なくして，受託者が本業務に係る契約を通じて口頭又は書面を問わず開示されたアイディア，ノウハウ，データ等の委託者の技術上，営業上及び業務上の一切の情報を本事業遂行の目的以外に使用せず，第三者に開示，漏洩しないものとする。

第９条（個人情報）

委託者及び受託者は，本業務に係る契約期間中はもとより契約終了後においても，本業務の遂行に当たって知り得た利用者及び家族等に関する個人情報等の一切を開示又は漏洩してはならないものとする。なお，委託者及び受託者の従事者も同様の義務を負うものとする。

２　前項の規定にかかわらず，委託者及び受託者は，利用者に医療上，緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身の状況等の情報を提供できるものとする。

第１０条 (クレーム，トラブル等への対応)

本業務に関して，利用者若しくは家族又は第三者からの問い合わせや苦情等（以下「クレーム」という。）及び事故等（以下「トラブル」という）の対応は，原則として受託者の責任において行うものとする。ただし，受託者単独では対応できない問題が生じた場合には，受託者はクレーム及びトラブルの内容を直ちに委託者へ報告するものとし，委託者は受託者と協力して問題解決に当たるものとする。

第１１条（規律維持）

委託者及び受託者は，本業務に当たる従事者の指導に万全を期し，安全衛生上及び服務規律の良好なる維持に努め，その責任を負うものとする。

第１２条（法令上の責任）

委託者及び受託者は，「宇都宮市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例」及び労働関係法令を遵守し，受託者は，本業務履行に当たる従事者に対する雇用者及び使用者として，労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

第１３条（損害賠償）

委託者及び受託者は，本業務履行中，それぞれの従事者の責に帰すべき事由により利用者若しくは家族又は第三者に損害を与えた場合，それぞれの責任において損害を賠償しなければならないものとする。第７条，第８条又は第９条に違反した場合にも同様とするものとする。

２　受託者が故意又は過失により本業務を履行しなかった場合，受託者は委託者の被った損害を賠償するものとする。

第１４条（社会紛争及び天災）

戦争，地震，風水害等，著しい社会秩序の混乱により，受託者の本業務の履行が不可能になった場合，それによって生じた委託者の損害に対して受託者は責を負わないものとする。

第１５条（契約解除）

　　　　委託者は，受託者が本指針に基づき締結した契約に定める義務を履行しないときは，契約を解除することができるものとする。

２　委託者は，前項の規定により契約を解除したときは，受託者に対して損害賠償を請求することができるものとする。

３　本業務に係る契約が解除された場合，委託者は受託者に対し，本業務履行部分について未払いの業務委託料を速やかに支払うものとする。

第１６条（解約）

委託者及び受託者は，やむを得ない事情がある場合，文書で通知することにより，１か月間の予告期間をおいて，委託契約を解約することができるものとする。なお，解約に当たっては，委託者及び受託者は，利用者の処遇に影響が出ないよう必要な措置を取ることとする。

第１７条（協議事項）

本指針に定めなき事項又は解釈上疑義を生じた事項については，法令に従うほか，双方誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

第１８条（指針の見直し）

本指針で定めた事項について，制度改正，介護報酬改定，その他運用実績等を踏まえて改定の必要が認められた場合については，適宜見直しを行う。

附　則

（施行期日）

１　この指針は，平成３１年４月１９日から施行する。

別表第１（委託業務内容）

|  |  |
| --- | --- |
| 業務種別 | 委託内容 |
| 定期巡回サービス | 利用者に対し，あらかじめ作成された居宅サービス計画，定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき， 利用者の居宅を１日複数回定期的に訪問し，利用者の在宅での日常生活を支えるために必要な援助を提供するものとする。 |
| １回の訪問において提供する援助の標準的時間は，概ね２０分未満程度を目安とし，１日の中で短時間複数回の訪問による支援を行うよう努めるものとする。ただし，個別に２０分を超えるサービス提供が必要と認められた場合には，この限りではない。 |
| 随時訪問サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーターの要請に基づき，速やかに利用者宅を訪問し，必要に応じて介護サービスの提供や緊急連絡先への連絡を行うものとする。 |
| 生活アセスメント | 受託者が定期巡回サービス及び随時訪問サービスにより利用者宅を訪問した場合又は必要に応じて実施した聞き取り等により把握した，利用者の心身の状況・生活環境等の変化に関する情報や，サービス内容の見直しの必要性に関する意見等を，毎月月末に委託者に報告するものとする。なお，月途中に利用者の心身の状況の変化等が生じた場合には，必要に応じた情報連携を行うものとする。 |
| その他付随する業務 | 受託者は定期巡回サービス及び随時訪問サービスの提供を行うに当たり，必要に応じて利用者に対してこれらのサービスに関する説明及びその補足を行うものとする。 |
| 利用者の居宅の入居に関する鍵管理が発生した場合においては，預かり状の取り交わしを行うなど，細心の注意を払うこととする。 |

別表第２（資格要件）

業務種別 資格要件

|  |  |
| --- | --- |
| 定期巡回サービスに従事する職員　 | 宇都宮市指定地域密着型サービスの人員，設備及び運営の基準等に関する条例で定める資格要件 |
| 随時訪問サービスに従事する職員 | 宇都宮市指定地域密着型サービスの人員，設備及び運営の基準等に関する条例で定める資格要件 |